

## 登録申請に必要な書類

登録の申請に必要な書類は申請業種ごとに次のとおりである。

	書類の種類	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	備考
1	登録申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	*法第12条の2 *同法施行細則第4条、第4号様式
2	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	*昭和56年5月21日環衛第55号衛生部長通知(以下部長通知)
3	住民票の写し、法人にあつては定款、寄付行為又は登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	*法施行細則第4条、第4号様式裏 *住民票の写し等にあつては市町村長の証明日(認証日)から概ね3か月以内のもの。
4	作業の実施方法及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面	○	○	○	○	○	○	○	○	*規則第31条 *様式は部長通知別紙7～14
5	機械器具の概要を記載した書面	○	○	○	○	○	○	○	○	*規則第31条 *1号及び8号登録業で、作業現場に常時保管されている清掃関係の機械器具は、その写真と現場ごとのリストを添付させる。 *様式は部長通知別紙4
6	監督者等の名簿及び規則第25～30条に規定する者であることを証する書面(作業監督者等一覧表中提出する書類参照)	○ 規則 第25 条	○ 規則 第26 条	○ 規則 第 26 条の 2	○ 規則 第27 条	○ 規則 第 28 条	○ 規則 第28 条の 2	○ 規則 第29 条	○ 規則 第30 条	*規則第31条 *作業監督者等一覧表(部長通知) *様式は部長通知別紙5
7	作業に従事する者の研修の実施状況及び実施計画を記載した書面並びに社内研修の講師としての資格を証する書面及び登録研修修了証	○		○		○	○	○	○	*規則第31条 *様式は部長通知別紙6 *実施状況は新たに登録する場合は過去1年間、再登録申請では過去6年間 *実施計画は今後1年間の計画
8	水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面				○					*規則第31条第5項
9	機械等の専用の保管庫の設置場所及び構造、保管状態(施錠等)を明らかにする図面					○	○	○		*規則第31条第6、7、8項